（歴史資料の部）

上欄			下欄		
名称及び員数	関係告示		名称及び員数	所有者	所有者の住所
松浦武四郎関係資料 一、著述稿本類　五百十一点 一、地図・絵図類　五十九点 一、書籍類　二百八十七点 一、文書・記録類　三百七十二点 一、書画・器物類　二百七十四点	平成二十年文部科学省告示第百十五号		松浦武四郎関係資料 一、著述稿本類　五百十一点 一、地図・絵図類　五十九点 一、書籍類　二百八十七点 一、文書・記録類　三百七十四点 一、書画・器物類　二百七十四点	松阪市（松浦武四郎記念館保管）	三重県松阪市殿町一三四〇―一

○文部科学省告示第百二十一号

次の表の上欄に掲げる重要文化財の名称を、同表の下欄の名称に改める。

平成二十八年八月十七日

文部科学大臣　松野　博一

（彫刻の部）

上欄			下欄		
名称及び員数	関係告示		名称及び員数	所有者	所有者の住所
木造善導大師坐像　一軀 像内に心阿弥陀仏、藤原貞近、金阿弥陀仏等の交名と梵字光明真言等の記がある 附　髹漆須弥壇後屏付　一基	昭和三十六年文化財保護委員会告示第三号		木造善導坐像　一軀 像内に尊慶、心阿弥陀仏、藤原貞近、金阿弥陀仏、南無阿弥陀仏等の銘と梵字光明真言等の記がある 附　髹漆須弥壇後屏付　一基	宗教法人来迎寺	奈良県奈良市来迎寺町

○文化庁告示第四十九号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第三十二条の二第一項の規定により、次の表に掲げる国宝を管理すべき団体として神奈川県を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十八年八月十七日

文化庁長官　宮田　亮平

（書跡・典籍の部）

名称及び員数	指定告示	所有者	所有者の住所
〔称名寺聖教〕 〔金沢文庫文書〕　一万六千六百九十二点 四千百四十九通	平成二十八年文部科学省告示第百十三号	宗教法人称名寺	神奈川県横浜市金沢区金沢町二一二―一

○文化庁告示第五十号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第三十二条の二第一項の規定により、次の表に掲げる重要文化財を管理すべき団体として対馬市を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十八年八月十七日

文化庁長官　宮田　亮平

（彫刻の部）

名称及び員数	指定告示	所有者	所有者の住所
銅造如来立像　一軀	昭和四十九年文部省告示第九十七号	海神神社	長崎県対馬市峰町木坂二四七